

令和8年度大牟田市中学校給食用物資納入の登録業者募集要項

大牟田市学校給食会（以下「学校給食会」という。）は、大牟田市中学校給食センター（以下「給食センター」という。）で使用する中学校給食用物資（以下「給食物資」という。）の購入を行います。

給食センターに物資納入を希望される方は、本要項に基づき、申請書等を提出してください。学校給食会による書類審査を受け、承認された方は学校給食会の取引業者として登録され、1年間見積もりに参加することができます。

なお、安全で良質な給食物資を登録業者から適正かつ円滑に調達するために、大牟田市中学校給食用物資購入規程を定めていますので、参照してください。

1 応募資格

- (1) 学校給食をよく理解し、これに協力するものであること。
- (2) 経営状態が堅実で、給食物資の安定供給ができること。
- (3) 原則として大牟田市内に事業所等を有すること。ただし、給食物資のうち納入可能な業者が限られる品目については、福岡県内又は有明圏域定住自立圏に事業所等を有すること。
- (4) 同種の営業を2年以上継続して行っていること。
- (5) 納税義務が履行されていること。
- (6) 食品に関する法律並びに諸規定を遵守し、事業所等の衛生管理及び従業員の健康管理が徹底されていること。

※登録に当たっては、店舗や工場等を確認の上、業者登録を決定する場合がある。

- (7) 複数の個人営業者等が団体で登録することができる。その場合、代表者を選任し、その他の業者は申請等を代表者へ委任するものとする。
- (8) 次のいずれかに該当する者は、登録申請できない。なお、団体で登録する場合、構成する者すべてに適用する。
 - ① 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が事業主又は役員に就任している者。
 - ② 暴力団員が実質的に運営している者。
 - ③ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している者。
 - ④ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している者。
 - ⑤ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者。
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者。
 - ⑦ 過去3年以内に学校給食会との契約において、解除条項に該当し、契約を解除された者。

2 受付期間

令和7年12月1日（月）～令和7年12月12日（金）午前9時から午後5時まで

※受付は、土曜日、日曜日には行いません。

3 受付場所

大牟田市学校給食会事務局（教育委員会事務局学務課給食担当）

大牟田市諏訪町2丁目50番地 中学校給食センター

TEL：0944-54-7171 FAX：0944-54-7172

※申請書類は直接持参してください。

4 申請書の記入方法

（1）申請者

- ① 複数の個人営業者等が団体で登録する場合は、代表者が申請を行い、その他の業者は代表者に申請等を委任する旨を記した「委任状」を提出してください。
- ② 電話の欄は、緊急時対応のため、給食担当者の携帯電話番号を記入してください。

（2）納入希望業種及び品目

- ① 納品が可能な業種及び品目に○を記入してください。

（3）事業所等の概要

- ① 営業年数は、事業所等における営業年数を記入してください。
- ② 配送車の種類は、学校給食の納品に使用する車種を記入してください。
- ③ 納入実績は、納品額の多い順に4者を記入してください。

（4）振込希望金融機関

- ① 物資代金の振込を希望される金融機関、口座番号、口座名義人等を正しく記入してください。
- ② 口座名義人に職名等がついている場合は、職名も記入してください。

5 添付書類

（1）税証明書：当該市町村の滞納のない証明書（コピー可）

※申請日3ヵ月以内に発行のもの

（2）営業許可証の写（許可対象業種）

※団体で登録する場合は、構成する者全員分がそれぞれ必要です。

（3）役員等名簿及び照会承諾書